

愛知県公報

毎週月・水・金曜日発行

目次

規 則	人事管理室	二
○愛知県行政組織規則の一部を改正する規則	(人事管理室)	二
○愛知県文化会館規則を廃止する規則	(文化振興局)	三
告 示		
○愛知県文化会館の使用料の細目料金の廃止	(文化振興局)	四
○愛知県財務規則第二条の規定による各かいの指定の一部改正	(出納事務局管理課)	四
訓 令		
○愛知県事務決裁規程の一部改正	(人事管理室)	四

愛 知 県

定価 (郵送料相当額を含む) 一箇年 三万七千二百円
三箇月 三千七百円

本号で公布された規則のあらまし

- ◇愛知県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第八四号)
- 1 地方機関について、次のとおり組織の整備を行うこととした。
 - (1) 愛知県文化会館を管理するための組織を廃止することとした。
 - (2) 愛知芸術文化センターに総務部等必要な組織を設置し、その分掌事務を定めることとした。
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。
 - 3 この規則の規定中愛知県文化会館に関する部分は平成四年一〇月一七日から、愛知芸術文化センターに関する部分は同月三〇日から施行することとした。

◇愛知県文化会館規則を廃止する規則(規則第八五号)

- 1 愛知県文化会館規則を廃止することとした。
- 2 この規則は、平成四年一〇月一七日から施行することとした。

規則

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成四年十月十六日

愛知県知事 鈴木礼治

愛知県規則第八十四号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

愛知県行政組織規則(昭和三十三年愛知県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第九項第二号中「文化会館、」を削る。

第二十八條を次のように改める。

第二十九條第一項を次のように改める。

愛知芸術文化センターに次の表の上欄に掲げる部等を置き、それぞれの部等に同表の下欄に掲げる課を置く。

総務部	総務課
美術部	美術課 業務課 企画普及課
芸術劇場	劇場課
文化情報センター	企画事業課
図書館	管理課 資料課 サービス第一課 サービス第二課

第二十九條第二項中「前項」を「図書館」に改め、同項管理課の分掌事務中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第八号までを四号ずつ繰り上げ、同分掌事務第九号中「その他」の下に「図書館の事務で」を加え、同号を同分掌事務第五号とし、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 部等の分掌事務は、次のとおりとする。
総務部

一 職員的人事及び福利厚生に関すること。
二 予算及び会計に関すること。
三 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
四 各部等の連絡、調整及び総括に関すること。
五 その他美術館、芸術劇場、文化情報センター及び図書館の主管に属しないこと。
美術部
愛知芸術文化センター条例別表第一愛知県美術館の項に規定する業務に関すること。
芸術劇場
愛知芸術文化センター条例別表第一愛知県芸術劇場の項に規定する業務に関すること。
文化情報センター
一 愛知芸術文化センター条例別表第一愛知県文化情報センターの項に規定する業務に関すること。
二 愛知芸術文化センターを芸術文化に関する総合施設として有機的に運営するために必要な事務に関すること。
図書館
愛知芸術文化センター条例別表第一愛知県図書館の項に規定する業務に関すること。
3 総務部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 文書及び公印の管理に関すること。
二 職員的人事及び福利厚生に関すること。
三 予算、会計及びその他庶務に関すること。
四 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
五 各部等の連絡、調整及び総括に関すること。
六 その他美術館、芸術劇場、文化情報センター及び図書館の主管に属しないこと。
4 美術館の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
業務課
一 展示室の運営及び利用に関すること。
二 他の美術館等との連絡及び協力に関すること。
三 その他美術館の事務で他の課の主管に属しないこと。
美術課
一 美術品及び美術に関する資料(以下この項において「美術品等」という。)の収集、保管及び修理に関すること。
二 美術品等の常設展示の企画及び実施に関すること。

三 美術に関する調査研究に関すること。
企画普及課
一 美術品等の企画展示の企画及び実施に関すること。
二 美術館活動に関する調査研究に関すること。
三 美術に関する知識の向上及び普及に関すること。
四 美術館についての広報に関すること。
5 芸術劇場劇場課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の振興に必要な事業の企画及び実施に関すること。
二 ホール及びリハーサル室(以下この項において「ホール等」という。)の運営及び利用に関すること。
三 ホール等の舞台設備の操作に関すること。
6 文化情報センター企画事業課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 芸術文化に関する情報の収集、整理、保存及び提供に関すること。
二 芸術文化に関する調査研究に関すること。
三 講演会、展示会等の開催その他芸術文化の振興に必要な事業の企画及び実施に関すること。
四 催事室の運営及び利用に関すること。
五 愛知芸術文化センターの各施設が連携して実施する事業の企画調整に関すること。
七 愛知芸術文化センターの総合的な広報に関すること。
第八十九條第一項の表中「公文書館」を「公文書館」に、

「事務所の課」を「事務所の課」に、
文化会館の課」を「事務所の課」に、
第九十三條第一項の表中「公文書館」を「公文書館」に改める。
附則
この規則は、平成四年十月十七日から施行する。ただし、第二十九條の改正規定及び第八十九條第一項の表の改正規定「「公文書館」を「公文書館」に改める部分及び「事務所の課」を「事務所の課」に改める部分を除く。」は、同月三十日から施行する。
愛知芸術文化会館規則を廃止する規則をここに公布する。
平成四年十月十六日
愛知県知事 鈴木礼治
愛知規則第八十五号
愛知芸術文化会館規則を廃止する規則
愛知規則第三十四号)は、廃止する。
附則
この規則は、平成四年十月十七日から施行する。

愛知芸術文化センターの美術部及び図書館	副館長	事務職員又は技術職員	美術館長等を補佐する。
陶磁資料館の課	主任学芸員	技術職員	上司が命ずる陶磁器及び陶磁器に関する資料の専門事項に関する事務を整理する。
愛知芸術文化センターの美術部及び図書館の陶磁資料館の課	主任学芸員	技術職員	上司の命を受け、特に課長等が命ずる学芸に関する事務を処理する。